

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 44 2013年6月10日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆ 対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

6月20日 (木) 15:00～ 弁論 817号法廷

7月17日 (水) 13:30～ 証人尋問(思川開発事業の利水問題) 法廷は未定

控訴人側証人：早乙女正次さん、嶋津暉之さん

被控訴人側証人：県の担当者

傍聴席をいっぱいにしましょう。利水について県側の証人がどう説明し、それを控訴人側が反対尋問でどう切り崩すか。裁判は大詰めを迎えています。

大木一俊弁護士による《栃木・3ダム訴訟報告》

1 東京高等裁判所第4民事部・弁論準備

2013年5月16日午後3時00分～50分・16階ラウンドテーブル

2 出席者

裁判所—小池裕裁判長・浅見左陪席

控訴人側—大木、高橋、若狭、浅木、服部、野崎(以上代理人)、嶋津、高橋比呂志(控訴人)

被控訴人側—谷田、平野、船田、白井、指定代理人数名

3 内容

(1) 提出書面等

控訴人ら

控訴人準備書面9(被控訴人の主張に対する反論の準備書面)陳述。

証拠申立書(証人6名について)提出

被控訴人

乙92～94を取り調べ。

(2) 今後の進行予定

ア 求釈明事項について

準備書面9中の求釈明事項(思川開発事業の補助率が3分の1から2分の1に変わったことについての算定根拠を求めるもの)についての回答を求めたところ、県は行っていないのでわからない、水資源機構がやっているが、県を通じて取り寄せるのも、情報公開でやっても回答にかかる時間は同じとのことで、情報公開で対応することになった(なお、当該資料については、嶋津さんの方で

既に入手済み)。

イ 証人尋問について

浅見主任は、まず控訴人側に対して、申請した6名についての趣旨説明を求め、大木の説明を聞いた後、被控訴人に対して意見を求めた。谷田主任弁護士は、被控訴人としてはその必要はない旨答えた。その理由の一つに、「意見を求めるものであり、具体的事実を聞くものではない。」というものがあつたことから、大木が準備書面での主張及び証拠申立書の記述に沿って、具体的な質問例を述べたが、被控訴人は納得しなかつた。

しかし、裁判所は、思川開発事業の利水問題については、県側からの説明を聞く必要があると決めていたと思われ(証拠申立書は14日に提出してあつたことから、翌15日には、浅見主任から、双方の主任弁護士に対して、思川開発事業の利水参画について、県職員を証人とした場合、誰が相応しいのかについて打診がなされていた)、浅見主任は県側に対して、証人尋問を行うことを説得し始めた。

その中で浅見主任は、「栃木県の水道用水供給事業をネットで調べたところ2件ある、これらはダム建設と関わりがあるでしょう。」と被控訴人に聞いたところ、指定代理人らの回答が「関係ない。」とか「わからない。」との返事だったので、控訴人側からの失笑を誘つた。そこで、大木が「ダムで水源を確保できるから水道用水供給事業が行えるので、当然関係あるでしょう。」と言つたところ、谷田主任は、さすがにまずいと思つたのか、「関係はあります。」と答えるという一幕もあつた。

被控訴人は、今の県職員の中に思川開発事業の利水問題について詳しい者はいないとか、県の立場は乙94に記載されているので、証人尋問の必要性はないと言って証人採用に抵抗した。そこで、裁判長が割って入り、「判断は事実を良く把握しているこの合議体で行いたい。被控訴人も利水問題については、県自ら判断できることを認めているので、その県の判断について説明を聞きたい。」旨述べて説得した。

その上で、浅見主任は、被控訴人に対して、次回期日(6月20日)までに県の立場を説明するに相応しい人を人選し、陳述書も用意するよう求めたが、被控訴人が次回までには陳述書の作成は無理であると抵抗したため、浅見主任も次回までの陳述書作成は断念した。

次いで、証人尋問を行う日程の調整に入り、7月17日が候補日にあげられたところで、3時50分近くになっていて、大木が別件のために退出しなければならなくなつたことから、弁論準備期日はこれで終了し、日程調整を期日間に行ふことになった。

その後、大木と裁判長は退席し、それ以外の出席者で日程調整を行つたところ、7月17日午後が証人尋問の有力候補日となつた。

翌5月17日、大木が浅見主任に対し、7月17日午後は空いている旨伝えると、「法廷が使えるか確認中なので、7月17日午後に証人尋問をやる予定なので空けておい欲しい。県側には来週中に証人として相応しい人を人選するよう伝えてあるので、回答があつたら連絡する。」旨伝えられた。その後、大木が、「他の証人については、どうなるのか。」聞くと共に、思川開発事業の利水問題については、嶋津証人、早乙女証人とも立証上必要なので是非採用して欲しい旨伝えた。

浅見主任の答えは、「県が誰を推薦してくるかわからないが、重要なのは県がどう説明し、それを(控訴人らの)先生方が反対尋問でどう切り崩すかだと思う。いずれにせよ、県側が誰を推薦してくるかを見てから考えたい。」とのことであつた。

ウ 進行見込み

以上から、7月17日午後に思川開発事業の利水問題について、県側の証人尋問を行うことが決まりました。しかし、利水問題については、栃木以外は原審で証人尋問を行っています。最悪の場合、それで結審という可能性もあり得るというのが、現在の状況です。 以上

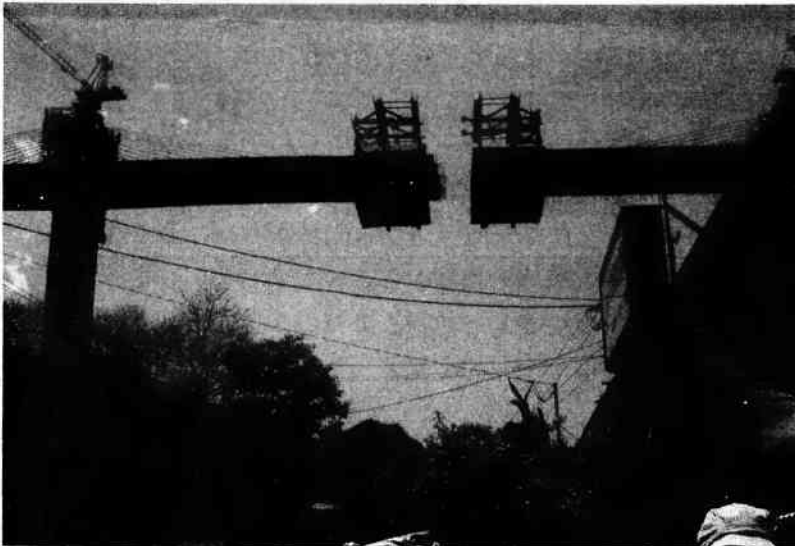
当初の目的が失われても動き出したら止まらない公共事業の典型

ハッ場あしたの会主催ハッ場ダム予定地見学会に参加して

葛谷 理子

2013年5月12日、吾妻川に沿って緑濃い谷間をガタゴト走ってきた列車は、12時25分、川原湯温泉駅に滑り込んだ。

駅舎を出るとすぐ、湖面1号橋が頭上高く覆い被さるように現れた。左右の橋脚から延びてきた橋が今にも合体しそうでいて、あとわずかな間隙を残したままの不安定な状態で止まっている。橋脚のはるか上の方、見上げると首が痛くなるような位置に586mと583mという標識が付いている。標高586mは水没線で、これより低い土地は補償の対象となり、583mは満水時の水位という。この湖面1号橋は、四本の湖面橋の内の1本で、川原湯と川原畑の代替地をを結ぶ、新国道から新温泉街へのアクセス道とのこと。



川原湯温泉駅前から見上げると、はるか頭上に工事中の湖面1号橋があった。左右から少しずつ、橋が延びてきて、あと少しでつながりそう。



不安をいっぱいかかえた切り土の造成地(川原畑地区)。崩れてくる不安定な法面を、巨大なアンカーボルトをびっしりと打ち込んで押さえている。アンカーボルトの1本1本に地滑り計が取り付けられているという。

駅前からマイクロバスに乗り、吾妻溪谷の上流部へ向かった。吊り橋の上から見下ろすと、一筋の糸のような白糸の滝が見えた。かつては2段の滝だったが、代替地(打越)造成のため埋め立てられ、上段の滝が消えた。沢を埋め立てた状況は真下から見上げてはよくわからなかったが後で対岸から見るとよく分かった。大きな沢が白い岩石で埋め立てられている様子は、ロックフィルダムのそそり立つ堰堤のようにも見える。こんな堰堤がハッ場ダムの周囲にはいくつも造成されており、ハッ場ダムがいかに

規模の大きい工事かということがわかる。しかし雨の降り方によっては流路工が飲みきれず堰堤ごと崩れてくるのではないかと、という恐怖心を覚えた。沢は堰堤で埋めるのに対し、切り土の部分は崩れてくる不安定な法面をびっしりとアンカーボルトで押さえているが、巨大なアンカーボルトの1本1本に地滑り計が取り付けられているという。こんな不安をかかえた造成地ではあるが、新たな生活をすでに始めている住民の家々も見受けられた。

JR 川原湯温泉の新駅はほとんど完成しており(橋上の駅)、付け替え線路はほとんどトンネルの中(吾妻川右岸)で、軌道の設置は90%程度終えているらしい。

川原湯温泉街には最盛期18軒の温泉旅館があったというが、今は5軒のみ(うち2軒は今年中に代替地で再開)が残っている。山木屋旅館も代替地に大きな建物が完成間近だった。

近年になってこのハッ場ダムの水没地域で「東宮遺跡」問題が浮上した。天明3年の浅間山の噴火による泥流で埋没した遺跡群の下(標高530~545m)に、14棟の縄文遺跡があることが明らかになった。長野原町教育委員会による分布調査報告では、ダム予定地の埋蔵文化財包蔵地9を確認、としているが、その後新たに発見された遺跡も多いらしい。この辺りは泥流の勢いが弱かったため泥流による破壊が少なかったことと、わき水の存在により遺存状態がきわめて良好だったため、日本のポンペイと呼ばれるほど文化財的価値が高いという。

現場を実際に見てみると、ここにダムを造ってはいけないということがよくわかる。ハッ場ダムの場合、利根川流域の洪水被害の軽減や首都圏の水道用水・工業用水の開発といった当初の目的がすでに失われてから久しい。南摩ダムと同じく、目的が失われ、どんなに不適切な立地かということが明らかになっても、いったん動き出したら止まらないという公共事業の典型がここにもあった。

見学会当日は日差しが強く、気温も25度を超える夏日であったが、30名をはるかに超す参加者は終始、熱心に説明に耳を傾けていた。有意義な見学会を主催して下さったハッ場あしたの会の方々には深く感謝申し上げます。

スーパー堤防はフラチナの総入れ歯だ

利根川堤防見学会&学習会

2013年4月22日(月)、ハッ場ダムを考える1都5県議員の会・利根川流域市民委員会主催の「利根川堤防見学会&学習会」に参加した。午前中は国会議員(塩川鉄也氏)の現地視察ということで、利根川上流河川事務所からは所長以下7名という大人数の説明要員が付き添って、3か所の堤防を見学した。

第1地点・・・利根川右岸139km付近(埼玉県加須市)。2001年9月の洪水で基礎地盤からの漏水事故があった場所という。水みちの内側に鋼矢板を打つ工事が進められている。堤内の人家1700戸の移転が必要な大工事(金食い虫の事業)になっている。工事するのは右岸側の一部のみである。他にも危ないか所はたくさんあるが放置されている。実は漏水した所は昔の蛇行した利根川の旧河道が通っており、旧河道は今の堤防と直行しているの、漏水を止めるため堤防の幅をどれだけ広げてもキリがないという。漏水事故を理由としてこの先何年かかるか分からない巨大な公共事業を行っているということらしい。

第2地点・・・利根川右岸136km付近(同)。もしもカスリーン台風が再来して堤防が決壊したなら被害額が最大(34兆円)となろうと想定される場所。現時点で堤防には何の問題もなく、本当に切れるかどうかは分からないが、堤防下の住宅はすでに移転しており、最終的には1200戸が移転する「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」が進行中であった。

第3地点・・・利根川右岸134km付近(同)。カスリーン台風で堤防が決壊した地点。すでに400億円かけて幅410mのスーパー堤防が完成している(堤防1m当たり工事費4900億円)。堤防が切れて水が

あふれた場合、通常はあふれた水は下流地点で本流に戻るのだが、カスリーン台風の場合、あふれた洪水は本流に戻らず旧河道を流れ下り、東京東部の低地までも水没させた。現在このスーパー堤防部分には、カスリーン台風記念碑がある他、堤防修理のための資材置き場となっている。スーパー堤防の建設は3か所で終わりらしい。参加者の一人がスーパー堤防を実に分かりやすいたとえで表現してくれた。曰く「もし虫歯が一本あったら、その虫歯を治療するのではなく総入れ歯にするのがよい。しかもプラチナの総入れ歯に」

利根川流域住民のために真に必要な河川整備計画を

厳選して策定するよう議論を積み重ねていくことが重要

午後の学習会における利根川堤防の問題点（嶋津暉之さんの講演要旨）

ハッ場ダムの効果は洪水水位が高々10cm下がるだけということ。98年洪水の痕跡を見れば、最高水位は堤防天端から4～5m下を流下しており、ダムがあってもなくても同じということがわかる。治水目標流量の関東地方整備局案は科学的根拠が希薄で過大である。

治水目標流量が14,000～15,000m³/秒以下であれば河道整備と既設ダム群だけで対応可能となり、ハッ場ダム等の新規の洪水調節施設は無用のものになる。

また堤防の漏水対策は堤防の強化であって、これをハッ場ダムに求めるのは筋違いだ。首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は利根川・江戸川の右岸側堤防を大きく拡張する事業で、この事業は堤防の裾野を大きく広げるため、1200戸もの家屋の移転を必要とし、1m当たり400万円の事業費を要する金食い虫である。

利根川・江戸川河川整備計画は巨額の河川予算を使い続けることが前提となっているが、今後は新規の社会資本の投資が厳しい時代に入りつつあり、毎年、巨額の河川予算をダム建設や河川改修等のため利根川に注ぎ込み続けることは不可能である。

そこで重要なのは、利根川流域住民のために真に必要な河川整備計画を厳選して策定するよう議論を積み重ねていくことだ。市民が情報交換をしながら、意見を交換しながら、河川整備計画について意見を出し、市民案を作っていかなければならないと思う。整備計画ができてしまっても、変更を求めて提案していかなければならない。
(文責：葛谷理子)

残念！お花見には2週間遅すぎました！



←4月27日(土)、南摩ダム建設予定地の栗沢で恒例のヤマナシお花見会が開かれました(参加者29名)。しかし、残念。栗沢に来てみたら、すでに青々と葉が生い茂り、まるで別の木かと見間違えるほどでした。昨年のお花見会は4月28日でしたが、満開の白い花がすばらしく見事でした。満開の時期が2週間ほど違ったようです。今春はどこも桜の開花時期が例年より2週間ほど早かったようで、自然の営みに文句は言えませんね。来年に期待しましょう。

← うれしいことに、昨秋植えた苗木は3本とも良く着いていました。

